

公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議	県所管課	千葉県警察本部刑事部 組織犯罪対策本部捜査第四課
代表者	理事長 吉成 儀	電 話	043-201-0110 内線4454
所在地	千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内		
電 話	043-254-8930		
設立年月日	平成元年6月1日		
ホームページ アドレス	http://14.plala.or.jp/boutsui-chiba/		
事業内容	県民の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、暴力排除活動を推進し、あわせて暴力団による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るなど、安全で住み良い千葉県の実現に寄与することを目的とし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第32条の2第2項に規定する事業等を行う。		

1 出資等の状況(H23.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	627,120
------------	---------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	400,000	63.8%	1	
市	150,000	23.9%	2	
町村	50,000	8.0%	3	
民間団体	22,120	3.5%	4	
自己資金	5,000	0.8%	5	
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H23.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体	県	
		市町村	
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

3 財務状況

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	20年度	21年度	22年度
総資産	662,647	663,560	664,563
負債	552	439	354
(うち有利子負債)	0	0	0
純資産	662,095	663,121	664,209
累積損益(利益剰余金)	34,975	36,001	37,089

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	20年度	21年度	22年度
総収入 (＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	48,148	47,226	46,855
経常損益	2,027	1,026	1,088
当期損益	2,027	1,026	1,088
減価償却前当期損益	3,309	1,761	1,679

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	20年度	21年度	22年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高	0	0	0
うち県以外からの借入金残高	0	0	0
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0

※一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人(特例法人(従来の公益法人)含む。)については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

〈貸借対照表〉 純資産⇒正味財産合計

利益剰余金⇒一般正味財産

〈損益計算書〉 損益計算書⇒正味財産増減計算書

総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)⇒総収入(＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額)

経常損益⇒当期経常増減額

当期損益⇒当期一般正味財産増減額

※累積損益(利益剰余金)については、基本金又は基本財産に相当するものを除いたものとなる。

5 県の財政支出の状況

(1) 委託料・補助金等

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	20年度	21年度	22年度
委託料	不当要求防止責任者講習	7,951	7,157	7,148
補助金・交付金・負担金	少年指導委員研修費、被害者見舞金支給等	4,526	4,264	4,263
合計		12,477	11,421	11,411

(2) その他

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	20年度	21年度	22年度
利子補給				
税の減免額				
出資金				
貸付金				
上記以外のもの				
合計		0	0	0

(3) 委託料のうち再委託に関するもの

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	20年度	21年度	22年度
委託料のうち再委託したもの				
再委託のうち入札によるもの				
再委託のうち随意契約によるもの				

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(1) 役職員数

(単位:人)

項目	21年度	22年度	23年度
常勤役員数	1	1	1
うち県退職者	1	1	1
うち県派遣職員			
常勤職員数	4	4	4
うち県退職者	4	4	4
うち県派遣職員			

(2) 役職員の平均年収等の状況

項目	21年度	22年度	23年度
役員数(県派遣又は県OB)	1人(1人)	1人(1人)	1人(1人)
役員平均年齢	* 歳	* 歳	* 歳
平均年収(千円)	* 千円	* 千円	* 千円
職員数(県派遣又は県OB)	4人(4人)	4人(4人)	4人(4人)
職員平均年齢	63.75歳	63歳	64歳
平均年収(千円)	4,792千円	4,778千円	4,778千円

- ① 対象は常勤の役職員です。(嘱託職員、日々雇用職員は除く。)
- ② 役職員数は実人員を記入してください。
- ③ 平均年収は、役員報酬や給料等総人件費を実人員で除して算出すること。

※実人員の考え方

- ・4月に役員が4人いて、年度途中で2人交替し、年度末に4人であった場合の実人員は4人
- ・4月に役員が5人いて、10月から1人減り、年度末に4人であった場合の実人員は4.5人

※平成23年度の平均年収については推計となる。

7 見直し方針の取組状況

見直し方針	継続
見直しの概要	暴力団対策法に基づく「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定されている団体であり、暴力団排除対策を推進する上で必要不可欠な団体であるが、県の支援がなければ運営が難しく、これまで同様県の負担としたい。団体の行う事業活動は、暴力団対策法に明示されており、事業の縮小、廃止は困難である。
取組状況	・毎年度ごとに事務事業の内容を精査し、事業目的に対して効果的な支出が行われるよう努めている。 ・県に準じる給与水準で見直しを図っており、最近では平成18年4月に給与、扶養手当について引き下げを実施している。また、平成17年には、事務局長の管理職手当のカット(6%)を実施し固定費の削減に努めている。
その他(特記事項等)	

* 平成18年10月に千葉県行政改革推進本部で決定した見直し方針とその取組状況を記載してください(27団体)。

* 27団体以外の団体については、平成14年に決定した方針とその取組状況を記載してください。